

(助成金等の取消し等)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金等の交付を受けた者がいるときは、大口町次世代育成活動奨励事業取消通知書（様式第4）により助成金の交付を取り消し、助成金が既に支給されている場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

(活動報告等)

第9条 活動応援を受けた者は、奨励事業として採択を受けた翌年度の5月末までに大口町次世代育成活動奨励事業実績報告書（様式第5）を町長に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 次世代育成活動奨励事業の庶務は、生涯教育部学校教育課において行う。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第42号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 大口町告示第40号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。